地下水汚染の未然防止のための措置について(素案)

	構造、設備及び使用の方法に関する基準	点検項目	点検頻度				
1)(有害物質使	用特定施設等に係る)有害物質を含む水の地下への浸透の防止のための構造						
1-1)床面	・施設設置場所の床面は、次の各号に適合することにより、有害物質を含む水の地下浸透を防止できる材質及び構造とすること ① 床面は、コンクリート構造等、十分な強度を有すること ② 床面の表面は、有害物質の種類に応じ、耐性(耐薬品性)及び不浸透性を有する材質で被覆が施されていること	a. 操業時1日1回以上 b. —					
1-2) 周囲	 ・施設設置場所の周囲は、次の各号に適合することにより、施設の外への有害物質を含む水の流出を防止できる構造とすること ① 流出を防止することのできる防液堤、側溝(流出防止溝)又はためます(受槽)を設置すること ② 必要な場合には、作業及び設備に対応して、ステンレス鋼の受け皿を設置すること ③ ①の防液堤等は、想定される流出量分の有害物質の流出を防止できる容量を確保すること 	a. 防液堤等の亀裂、塗装の欠けの有無(目視等) b. 流出の有無(設備・配管からの漏えいが確認された場合)					
2)(有害物質使	用特定施設等に係る)有害物質を含む水の地下への浸透の防止のための設備						
2-0) 本体		a. 本体の亀裂、破損の有無(目視等) b. 漏えいの有無	a. 操業時1日1回以上 b. 操業時1日1回以上				
2-1)設備本 体に付帯する配 管等	・有害物質を取り扱う施設の設備本体に付帯する配管等は、次の各号に適合することにより、有害物質を含む水の漏えい・地下浸透を防止できる材質及び構造とするか、漏えいがあった場合に漏えい等を確認できる構造とすること (1) 地上に設置する場合には、次のいずれかによること。 ① 次の各号に適合することにより、有害物質を含む水の漏えいを防止できる材	a. 配管の継ぎ手等の亀裂、破損の有無(目視	a.操業時1日1回以上				

質及7%構造とすること

- a. 漏えいを防止できる強度を有すること
- b. 有害物質により容易に劣化するおそれのないものであること
- c. 配管の外面は、原則として腐食を防止する方法により保護すること
- ② 有害物質を含む水の漏えいが目視で確認できるよう床面から離して設置す ること
- ★ 改正水濁法の施行の際現に地上に設置されている配管等において、上記①又 は②に該当しない場合には、定期点検の実施により有害物質の漏えい等を防止 する。
- (2) 地下に設置する場合には、次のいずれかによること。
- ① 次の各号に適合すること
 - a.トレンチ (細長い溝) の中に設置し、漏えいを確認できる構造とすること。
 - b. トレンチの底面及び側面は、有害物質を含む水の浸透を防止できるコンク リート製とすること。
 - c. 有害物質が有機塩素化合物である場合には、底面の表面が耐性及び不浸透 性を有する被覆が施されていること。
- ② ①以外の場合には、次の各号に適合すること
 - a. 漏えいを防止できる強度を有すること
 - b. 有害物質により容易に劣化するおそれのないものであること
 - c. 配管の外面は、原則として腐食を防止する方法により保護すること
 - d. 次のいずれかに適合すること
 - 1) 有害物質を含む水の漏えいを検知する設備を適切に配置するなど、漏え いを確認できる構造とすること
 - 2) 流量の変化を常時監視することにより漏えいを検知する設備

等)

b. 漏えいの有無

b. 操業時1日1回以上

同上

- a. 操業時1日1回以上
- b. 操業時1日1回以上
- a. 配管の継ぎ手等の亀裂、破損の有無(目視 | a. 操業時1日1回以上 等)
- b. 漏えいの有無

- b. 操業時1日1回以上
- a. 配管の継ぎ手等の角裂、破損の有無(目視 a. 操業時1日1回以上
- b. 漏えいの有無
- c. トレンチの側面、底面の亀裂、塗装の欠け c. 操業時1日1回以上 の有無
- b. 操業時1日1回以上
- a. 漏えいがないことのガス加圧法その他の方 a. 1年に1回以上 法による検査又は液面計による水位の正確 な測定等による検査
- b. 次のいずれか方法により漏えい等の有無を b. 1週間に1回以上 確認すること。
- 1)漏えいを検知する設備による液体の漏れの 有無の確認
- 2) 取扱量を高い精度で在庫管理を行う等によ る漏えいの有無の確認

	★ 改正水濁法の施行の際現に地下に設置されている配管等においては、上記 (2)の②のd. によること。	上記 (2) の②の a. 及び b. によること	
2-2)排水溝	ることにより、有害物質を含む水の地下浸透を防止することができる材質及び 構造とすること		
	① 次の各号に適合すること a. 地下浸透を防止できる強度を有すること	a. 排水溝等の亀裂、破損の有無(目視等)	a. 操業時1日1回以上
	b. 有害物質により容易に劣化するおそれのないものであること	b. 次のいずれかの方法により地下浸透の有無 を確認すること	b.
	② 排水溝等の表面は、耐性(耐薬品性)及び不浸透性を有する材質で被覆が施され、排水の流出しない構造であること	1)入口部と出口部における流量比較等による地下浸透の有無の検査	
	③ 排水溝等の周囲には、漏えいを検知する設備を適切に配置するなど、漏えいを確認できる構造とすること(定期点検をb. 1)の方法により実施する場合には必要ない。)	2)周囲に適切に設置した地下浸透を検知する設備による地下浸透の有無の確認	2)1週間に1回以上
	★ 改正水濁法の施行の際現に設置されている排水溝等においては、③によること。		
2-3)地下貯蔵設備等	る材質及び構造とするか、漏えいがあった場合に漏えい等を確認できる構造と すること		
	(貯蔵設備) ① 地下貯蔵設備は、次の各号に適合することにより、有害物質を含む水の漏えい等を防止できる材質及び構造とすること a. 貯蔵タンクは、タンク室内に設置する構造、二重設構造又はその他有害物	a. 設備からの漏えいがないことのガス加圧法 その他の方法による検査又は液面計による 水位の正確な測定等による検査	a. 1年に1回以上

	質を含む水の漏えい等を防止する措置を講じた構造とすること 可燃性の有害物質を含む水を貯蔵する場合は、内側が鋼製、外側が強化プラスチック製の二重殻タンクとするか、又はこれらと同等以上の強度を有する構造及び材質とする等、有害物質を含む水の漏えい等を防止できる構造及び材質とすること b. 設備の外面は、原則として腐食を防止する方法により保護すること ② 地下貯蔵設備は、次のいずれかの有害物質を含む水の漏えい等を検知する設備を設けること a. 周囲に4カ所以上設ける管による液体の漏えいを検知する設備 b. 貯蔵量の変化を常時監視することにより漏えいを検知する設備 c. これらと同等以上の性能を有する設備 ③有害物質を含む水の量を表示する装置を設けること (貯蔵設備に付帯する配管等) ① 上記2−1の(2)によること。 ★ 改正水濁法の施行の際現に地下に設置されている貯蔵設備等においては、上記②によること。	b. 次のいずれかの方法により漏えい等の有無を確認すること 1)漏えいを検知する設備による漏れの有無 2)貯蔵又は取扱量を高い精度で在庫管理を行うことによる漏れの有無 c. 貯蔵されている有害物質を含む水の量 a. 上記2-1の(2)によること。 上記(2)の②のa. 及びb. によること	b. 1週間に1回以上 c. 操業時1日1回以上
3)(有害物質使	用特定施設等に係る)有害物質を含む水の地下への浸透の防止のための使用の方法	<u> </u>	
	・有害物質を取り扱う設備に係る作業や施設・設備の運転は、有害物質が地下に 浸透したり、周囲に飛散したり、流出したりしないよう、次の方法で行うこと ① 有害物質を含む水の受け入れ、移し替え、分配等の作業は、有害物質を含む 水が地下に浸透したり、周囲に飛散したり、流出したりしないような方法で行		・点検管理要領に基づき 設定

うこと

② 有害物質を含む水の補給状況や設備の作動状況の確認等、施設又は設備の適	
正な運転を行うこと	
③ 有害物質を含む水が漏えいした場合には、直ちに漏えいを防止する措置を講	
ずるとともに、当該漏えいした有害物質を含む水を回収し、再利用するか又は	
環境保全上支障のないよう適切に処理すること	

参考 地下水汚染の未然防止のための措置に関する整理表(素案)

			1)相	造		2)設備 2-0 2-1 2-2 2-3																	
		1—1 1—2				2—1							2—2				2—3						
						配管等(地上) 配管等(地下)							排水	溝等		地下貯蔵設備等					3)使用方法		
		床面 周囲		本体				(a) @				=n.	(1)			·=n.	(1)		蔵設備	=n.	配管等		
					(1)①	(1)②	既設	(2)①	(2	2	既	設	1)^		既	設	(1)*	~③	既	設			
構造設備	地下浸透	防止	〇 (強度・ 材質)											〇 (強度・ 材質)	〇 (強度・ 材質)								
	流出防止			〇 (構造)										〇 (構造)	〇 (構造)								
	•					O (強度・ 材質)																	
										〇 (強度• 材質)	O (強度・ 材質)							O (二重殻 など)	O (二重殻 など)				
	漏洩確認	構造等					O <u>(地上)</u>		O (トレンチ) (材質)	(量管理)		〇 (量管理)						〇 (量管理) (水量)	〇 - (水量)	〇 (量管理)			
		検知 設備									0		0		0		0	0	0		0	2-1 (2)	
管理	飛散•流出•	浸透防止																					〇 (要領)
点検	破損等の	目視等	OD	OD	OD	OD	OD	OD	OD (配管等) OD (トレンチ)					OD	OD	OD	OD	OD (水量)	OD (水量)				
	確認	検査								OY	OY	OY	OY	OY (流量)		OY (流量)		OY	OY	OY	OY		
	漏洩·浸透·	目視等			OD	OD	OD	OD	OD														
	流出の有無	設備 使用								OW (在庫)	OW (検知)	OW (在庫)	OW (検知)		OW (検知)		OW (検知)	OW (在庫)	OW (検知)	OW (在庫)	OW (検知)		